公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２３号
京都府城陽市寺田袋尻27番地の８　ヴィラ21　406号
債務者　國﨑　和男
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１８８号
京都市西京区上桂三ノ宮町50番地39　第５コーポ中川　203号、前住所東京都江戸川区南葛西２丁目３番９―503号　ステラ南葛西
債務者　宮田真結美
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２３９号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地２　37棟203号
債務者　岡　　史子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１４号
島根県浜田市港町103番地（１―137）
債務者　河野　博之
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで　松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第７５号
大分市大字鶴崎2469番地の２
債務者　野村　正和
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１０号
大分市大字迫374番地の87
債務者　橋迫留美子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５１号
宮崎県延岡市昭和町３丁目52番地１
債務者　前田　有美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第３２号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字西新川15番地、従前の住所仙台市若林区遠見塚３丁目１番７―105号
債務者　櫻井　美樹
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
石川県野々市市本町２丁目20番15号　コンフォール・マイワン203号
債務者　山岡　由唯
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３３号
金沢市横川４丁目144番地
債務者　越田　昌治
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５号
福井県越前市千福町301番地　サンステージ507、旧住所愛知県刈谷市東刈谷町１丁目23番地３　メゾン東刈谷403号
債務者　大和　昌史
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
東京都日野市神明２―10―18（藤原方）、住民票上の住所福井県越前市村国３丁目10番地５
債務者　津留崎ヨシ子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３７号
福井市日光２丁目２番10号　レジデンス小林502
債務者　松本　孝宏
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３９号
福井県大野市元町９番13号
債務者　富田　浩之
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４３号
福井県あわら市西温泉１丁目610番地ＡＭＪロイヤルコートＣ―203号
債務者　西村久美子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　福井地方裁判所民事部破産係